

岩手県告示第718号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 閉伊川

2 指定区間

(1) 左岸 宮古市川井第1地割86番1地先（小国川合流点）から宮古市茂市第5地割111番1地先（刈屋川合流点）まで

(2) 右岸 宮古市川井第6地割14番地先（小国川合流点）から宮古市茂市第8地割94番1地先（刈屋川合流点）まで